

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額改定について

児童扶養手当、特別児童扶養手当については「物価スライド制」が採用されています。平成17年の年平均消費者物価指数が前年より下落したことに伴い、平成18年4月分の手当から、次のとおり減額改定されました。

<児童扶養手当> (月額)

●全部支給の場合

対象児童1人	41,720円
対象児童2人	46,720円 (41,720円+加算額5,000円)
対象児童3人目以降	46,720円+3人目以後の児童1人につき加算額3,000円

●一部支給の場合

手当額の算式 (扶養人数一人の場合)

$$\text{手当額} = 41,710\text{円 (注1)} - \frac{(\text{所得額} - 57\text{万円 (注2)}) \times 0.0184162}{10\text{円未満を四捨五入}}$$

(注1) 対象児童が2人の場合は、5,000円が加算されます。3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

(注2) 扶養親族が0人の場合は、上記の57万円は38万円を差し引いた19万円に、扶養親族2人の場合には、上記の57万円は38万円を加えた95万円になり、以降扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算します。

(老人扶養親族の場合には、10万円を加算します。)

(特定扶養親族の場合には、15万円を加算します。)

<特別児童扶養手当> (月額)

※児童一人につき

1級	50,750円
2級	33,800円

☆児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計をともししていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

☆特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、病気や事故などで身体・精神に障害のある児童を家庭で監護、もしくは養育している方に支給される手当です。

◆問い合わせ先

市伊奈庁舎児童福祉課
☎ 58-2111 (内線1162)

医療福祉制度(マル福)一斉更新のお知らせ

マル福で母子・父子・重度障害者・65歳以上重度障害者に該当している受給者の方は、平成18年6月30日で、現在使用しているマル福用紙が使用できなくなります。

平成18年7月1日から使用するマル福受給証を受け取るには更新手続きが必要になります。

一斉更新に該当される方には更新手続きの通知を郵送いたします。

○一斉更新の日時・場所

▼日時 6月19日(月)から23日(金)
午前9時～12時・午後1時～4時

▼場所 市伊奈庁舎国保年金課 医療福祉係

※22日・23日については、谷和原庁舎市民窓口課でも同時時間で受付いたします。

◆問い合わせ先

市伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111
内線1184

医療福祉制度(マル福)利用方法が変わります

医療福祉制度(マル福)は、疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康の維持を図るため、医療費を助成する制度です。

従来、医療福祉制度(マル福)を利用する場合には、医療機関などで医療福祉受給者証を提示するとともに、医療福祉費請求書(ピンクの用紙)を提出する必要がありました。平成18年7月1日からは医療福祉費請求書(ピンクの用紙)を廃止いたします。

※妊産婦の方(ブルーの用紙)については、従来どおりになりますのでご注意ください。

つくばみらい市で医療福祉制度(マル福)を受けている全受給者(一斉更新者(母子・父子・重度障害者・65歳以上重度障害者)を除く)には新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

☆平成18年7月1日から医療機関を受診する際は、新しい医療福祉費受給者証を提示してください。

◆問い合わせ先

市伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111
内線1184